

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 12

処 分 名	火薬類の譲渡又は譲受の許可	
処 分 の 概 要	申請に基づき審査を実施し、火薬類の譲渡又は譲受の許可を行う。	
根 拠 法 令 名	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)	
条 項	第17条第1項	
所 管 課	予防課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	なし	
標準処理期間	計	1週間
審査基準	<p>火取法第17条第1項に該当する者の申請で、愛媛県民環境部管理局消防防災安全課監修・社団法人愛媛県火薬類保安協会発行「火薬類取扱の手引」に適合することを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】一部・項目のみ掲載</p> <p>火薬類取締法 (譲渡又は譲受の許可)</p> <p>第17条 火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 製造業者が、火薬類を製造する目的で譲り受け、又はその製造した火薬類を譲り渡すとき。</p> <p>二 販売業者が、火薬類を販売する目的で譲り受け、又はその譲り受けた火薬類を譲り渡すとき。</p> <p>三 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第九条第一項の規定による鳥獣の捕獲をすることの許可を受けた者(許可を受けた者が同条第八項に規定する法人である場合にあつては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者)であつて装薬銃を使用するもの又は同法第五十五条第一項の規定による登録を受けた者が、鳥獣の捕獲(殺傷を含む。)をする目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。</p> <p>四 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)により鉱物の試掘又は採掘をする者が、鉱物を掘採する目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。</p> <p>五 第二十四条第一項の許可を受けて火薬類を譲り受けるとき。</p> <p>六 法令に基きその事務又は事業のために火薬類を消費する者が、その目的で火薬類を譲り受けるとき。</p> <p>2 都道府県知事は、譲渡又は譲受の目的が明らかでないときその他譲渡又は譲受が、公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の許可をした後において、その許可に係る火薬類の譲渡又は譲受が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたと認めるときは、引渡し前に限り、その許可を取り消すことができる。</p> <p>4 都道府県知事が、第一項の許可をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、譲渡許可証又は譲受許可証を交付しなければならない。</p> <p>5 製造業者又は販売業者は、譲受人が第一項各号の一に該当することを確認した場合又は譲受人が前項の譲受許可証を呈示した場合でなければ、火薬類を譲り渡してはならない。</p> <p>6 譲渡許可証又は譲受許可証の有効期間は、一年以内で都道府県知事が当該譲渡又は譲受に必要なであると認めて定めた期間とする。</p> <p>7 譲渡許可証又は譲受許可証の記載事項に変更を生じたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく交付を受けた都道府県知事に届け出て、その書換を受けなければならない。</p> <p>8 譲渡許可証又は譲受許可証を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、経済産業省令で定めるところにより、その事由を具して交付を受けた都道府県知事にその再交付を文書で申請しなければならない。</p> <p>9 不要となつた譲渡許可証又は譲受許可証の返納に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	

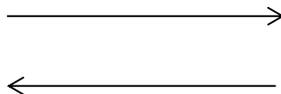
※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ

申請から交付まで

1週間

市 民



所 管 課

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。